平成３０年（フ）第７１４号
大阪市東成区東中本２丁目３番８―601号
債務者　秦賜こと　奏　　賜（旧姓光田）
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７２０号
大阪府東大阪市渋川町１丁目３番15―108号
債務者　仮屋　聖子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７２１号
大阪市淀川区東三国２丁目10番８―202号
債務者　吉内美保子
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５号
大阪府和泉市府中町６丁目14番６―502号
債務者　林　　史晃
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第４６号
大阪府泉佐野市市場東２―375―２―101、住民票上の住所山口県宇部市西小串４丁目３番36―302号
債務者　西原まもること　金　　真守
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第５４号
大阪府和泉市幸１丁目７番１―405号、前住所大阪府泉北郡忠岡町忠岡東１丁目６番14号
債務者　小野由香里
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第７２号
大阪府和泉市東阪本町344番地の１ベルコート弐番館205
債務者　古見　　敦
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第３１号
静岡市清水区押切1553番地　清水押切の家、旧住所静岡市清水区西久保38番地の１　グレイス西久保
債務者　池田　友秀
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月23日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３９号
静岡市葵区与一１丁目13番17号　美味荘102、旧住所静岡県藤枝市音羽町３丁目18番10号ヤマニハイツＢ棟102号
債務者　森岡　スヱ
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月23日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３８７号
大阪市西成区松２丁目３番５号
債務者　吉岡麻優香（旧姓新居）
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４０３号
大阪府八尾市光南町２丁目１番36号　ラルーチェ光南１―301号、前住所大阪府東大阪市吉田３丁目１番29号
債務者　石原　千秋（旧姓福治）
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７２２号
大阪府吹田市原町２丁目２番７―105号、前住所大阪府吹田市長野東15番15―508号
債務者　上坂　茂雄
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８７１７号
東京都足立区島根４丁目３―５―202
債務者　小舘絵梨子
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月26日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５２号
静岡市駿河区手越60番地の１
債務者　山口　真代
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月27日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第７３号
岡山県玉野市宇藤木285番地
債務者　髙見　和正
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１２２０号
東京都大田区多摩川１丁目21―22―202
債務者　網田　晴美
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部